資料2

委員提出資料

特別区の名称（維新案）

令和8年11月5日

特別区の名称案

◆基本的な考え方

特別区の名称案については、
①特別区は現行政区の区域を越えて形成されることから、より包括的なものとする
②住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、極力簡潔なものとする
③出来る限り多くの市民の声を聞き取り、名称の選定を進める

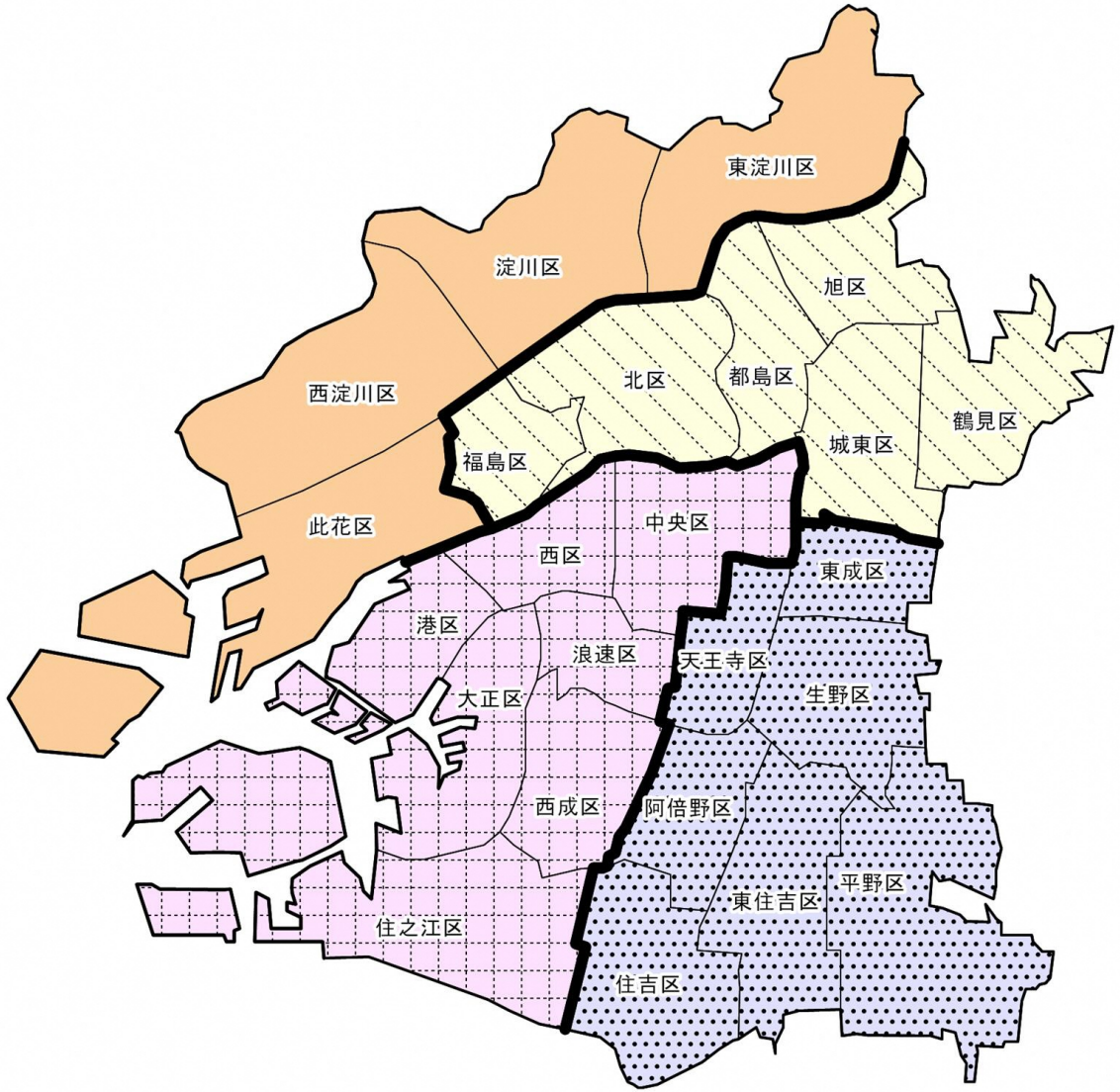
◆特別区の名称選定の経緯

大阪維新の会において、法定協議会内での議論に加え、大阪市内選出議員を中心に所属議員間で特別区にふさわしい名称とはどうあるべきかの議論を積み重ねてきました。

併せて、党HP内の大阪都構想特設ページにおいて、３度にわたり市民アンケートを実施して広く市民の考えを聞き取るとともに、所属議員による街頭アンケートや市民を対象とした世論調査も実施し、区名案の募集から候補の絞り込みまで進めてきました。

最終選定にあたっては、基本的な考え方、４区の名称の統一感、市民アンケート等の結果を踏まえ、とりわけ各特別区の区域に住む市民の意向を重視して、本党所属の各特別区選出議員会議において、名称案を次の通り決定しました。

特別区の名称案



区の名称案	現行政区
淀川区	東淀川区、淀川区、西淀川区、此花区
北区	旭区、都島区、鶴見区、城東区、北区、福島区
中央区	中央区、西区、港区、浪速区、大正区、西成区、住之江区
天王寺区	東成区、天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、住吉区、平野区